

長崎県犯罪被害者等支援条例の概要

第1 総則

【1. 目的】

- 犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、被害の早期回復・軽減、生活の再建を図る
- 誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する

【2. 定義】

- ①犯罪等 ②犯罪被害者等 ③犯罪被害者等支援 ④事業者 ⑤二次被害
- ⑥民間支援団体

【3. 基本理念】

- ①尊厳にふさわしい処遇の保障
- ②犯罪被害者等の個々の事情に応じた適切な支援の提供
- ③再び平穏な生活を営むことができるまでの間、途切れることのない支援の提供
- ④関係機関の相互の連携

【責務】

- 4. 県 5. 県民 6. 事業者 8. 民間支援団体

7. 市町の責務等

- ① 地域の状況に応じた犯罪被害者等支援施策の策定、実施及び県が実施する支援施策への協力
- ② 県は、市町の支援施策の実施に当たっての情報提供その他の協力を実施

9. 総合的支援体制の整備

- ① 県における総合的対応窓口の設置、庁内連携
- ② 国、市町、民間支援団体等との連携、相互協力による支援体制整備
- ③ 緊急支援の実施

【10. 犯罪被害者等支援に関する計画】

【11. 財政上の措置】

【12. 施策の実施状況の公表】

第2 基本的施策

- 13. 相談及び情報の提供等
- 14. 経済的負担の軽減
- 15. 心身に受けた影響からの回復
- 16. 安全の確保
- 17. 居住の安定
- 18. 雇用の安定等
- 19. 県民の理解の増進

20. 学校における教育と支援

- ① 犯罪被害者等支援教育の推進に必要な施策の実施（教育現場への支援）
- ② 犯罪被害者等が児童・生徒である場合の十分な配慮

21. 人材の育成

22. 民間支援団体に対する支援